

出典

上記指針から一部抜粋
(つくば市ホームページ)

つくば市公園緑地遊具等設置指針

第1章 策定の背景と目的

研究学園都市建設当時は、都市公園法施行令に基づき、土地区画整理事業により整備される児童公園には、ブランコ、滑り台、砂場の設置が義務付けられていた。しかし、高齢化社会の進行等を背景に、平成5年に都市公園法施行令が改正され、公園の位置づけが「児童のための遊び場」から「あらゆる世代の利用する場」として位置づけられ、土地区画整理事業により整備された公園は、児童公園から街区公園に名を変えた。このため公園整備においても、児童だけでなくあらゆる世代が楽しむことのできる、緑とオープンスペースが求められ、小さなスペースで複数の遊び方ができる複合遊具が多く設置されてきた。

このような時代背景もあり、つくば市内では、画一的な街区公園が多く、市民から遊具の増設の要望が寄せられている。特にTX沿線開発地域においては、1つの複合遊具と植栽のみの公園が多く見受けられ、かつての児童公園のように、遊具の増設を望む声が寄せられている。

また、つくば市内の運動公園、地区公園、近隣公園などの規模が大きい公園においても、主にブランコや滑り台のような単体遊具や小型の複合遊具は設置されているものの、延床面積100㎡以上の複合遊具は設置されておらず、大型遊具の設置を望む声もある。

さらに、こどもの見守りや付き添いがしやすい安全で居心地のよい公園環境を提供するため、遊具の設置だけでなく、ベンチや四阿、緑陰などの付帯設備の設置についても、検討していく必要がある。

このため、子供の遊びの幅を広げるだけでなく全世代が楽しみ、安全で居心地のよい、特色のある公園を整備する、「つくば市公園緑地遊具等設置指針」(以下、設置指針とする)を策定する。

1

https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/131/shishin_kouen_yuuguseti.pdf



p.6 第5章第1節

※下線は川久保皆実議員による。

第5章 公園緑地を再整備する場合の遊具設置の手順

第1節 再整備の優先順位に関する調査・検討

市は、管理する公園緑地の遊具数や近隣住民の児童・未就学児の人数を5年ごとに調査しなければならない。

調査の結果から、小学校区内の児童・未就学児の人数に対し、遊具が少ない公園緑地を優先に再整備しなければならない。ただし、優先順位の評価に当たっては、将来の人口変動を考慮するものとする。

出典

上記指針から一部抜粋
(つくば市ホームページ)

つくば市公園緑地遊具等設置指針

第1章 策定の背景と目的

研究学園都市建設当時は、都市公園法施行令に基づき、土地区画整理事業により整備される児童公園には、ブランコ、滑り台、砂場の設置が義務付けられていた。しかし、高齢化社会の進行等を背景に、平成5年に都市公園法施行令が改正され、公園の位置づけが「児童のための遊び場」から「あらゆる世代の利用する場」として位置づけられ、土地区画整理事業により整備された公園は、児童公園から街区公園に名を変えた。このため公園整備においても、児童だけでなくあらゆる世代が楽しむことのできる、緑とオープンスペースが求められ、小さなスペースで複数の遊び方ができる複合遊具が多く設置されてきた。

このような時代背景もあり、つくば市内では、画一的な街区公園が多く、市民から遊具の増設の要望が寄せられている。特にTX沿線開発地域においては、1つの複合遊具と植栽のみの公園が多く見受けられ、かつての児童公園のように、遊具の増設を望む声が寄せられている。

また、つくば市内の運動公園、地区公園、近隣公園などの規模が大きい公園においても、主にブランコや滑り台のような単体遊具や小型の複合遊具は設置されているものの、延床面積 100 ㎡以上の複合遊具は設置されておらず、大型遊具の設置を望む声もある。

さらに、こどもの見守りや付き添いがしやすい安全で居心地のよい公園環境を提供するため、遊具の設置だけでなく、ベンチや図阿、緑陰などの付帯設備の設置についても、検討していく必要がある。

このため、子供の遊びの幅を広げるだけでなく全世代が楽しみ、安全で居心地のよい、特色のある公園を整備する、「つくば市公園緑地遊具等設置指針」(以下、設置指針とする)を策定する。

1

https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/131/shishin_kouen_yuuguseti.pdf



p.1 第1章(一部抜粋)

※下線は川久保皆実議員による。

また、つくば市内の運動公園、地区公園、近隣公園などの規模が大きい公園においても、主にブランコや滑り台のような単体遊具や小型の複合遊具は設置されているものの、延床面積 100 ㎡以上の複合遊具は設置されておらず、大型遊具の設置を望む声もある。

p.8 第6章第4節

※下線は川久保皆実議員による。

第4節 大型遊具

遊具の面積が、おおむね 100 ㎡以上となる遊具（以下「大型遊具」という。）は、安全確保の観点から周辺の土地利用に応じ、安全な経路及び利用する子どもの保護者からの見通し等を考慮した利用導線を確保する必要がある。また、付帯設備として休憩施設や便益施設の設置を検討する必要がある。

このため、大型遊具は原則として、地区公園、総合公園又は運動公園に設置するものとし、街区公園又は近隣公園には設置しないものとする。

※枠線は川久保皆実議員による。

【提案①】

市役所本庁舎のレストランにコミュニケーション支援ボード等を導入し、民間事業者における合理的配慮の普及につなげる。

【現状】

障害者差別解消法で民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されたが、コミュニケーション支援ボード・筆談ボード・点字メニュー等(以下「コミュニケーション支援ボード等」)の合理的配慮を提供している事業者は少なく、障害のある人は利用しづらい状況にある。一方で、事業者としても、どのような合理的配慮を提供すべきか、モデルとなるものが身近になく、導入イメージがわきにくい現状がある。

【具体的な提案】

市役所本庁舎のレストランに、障害のある人が利用しやすくなるよう、コミュニケーション支援ボード等を導入する。これを一つのモデルとすることで、民間事業者における合理的配慮の普及につなげる。なお、導入にあたっては、さまざまな障害のある人との協議を行う。

※下線及び枠線は川久保皆実議員による。

【提案②】

みどりのプールの思いやり駐車場と多目的トイレを模範(「つくばUDモデル」)として、今後、市内の公共施設に普及させる。

【現状】

市内の多くの公共施設では、多目的トイレに介助用ベッドがついておらず、多目的トイレを利用できない障害者がいる。また、車椅子用駐車場もスロープ付きの福祉車両だと車止めが高く、乗降できない。これに対して、みどりのプールの思いやり駐車場と多目的トイレは、障害のあるユーザーとの意見交換をして設計・施工され、大変、利用しやすいものとなった。

【具体的な提案】

みどりのプールの思いやり駐車場と多目的トイレは一つの理想形であるので、これを「つくばUDモデル」として、今後新設・改修する公共施設でも実現するとともに、民間にも推奨する。なお、公共施設においては、設計前に障害のあるユーザーとの意見交換を行うようにする。

※枠線は川久保皆実議員による。

【提案③】

つくば市バリアフリー条例を制定し、今後、計画的に市内をバリアフリー化していく。

【現状】

バリアフリー法の定める延べ床面積等の規制の対象となっていない小規模店舗や共同住宅等の建物は、必ずしもバリアフリー化がされておらず、障害のある人の利用が難しい。このままでは、法の対象外の建物は、いつまでもバリアフリー化されず、障害のある人の利用が難しい状態が続いてしまう。

【具体的な提案】

規制の対象となる建築物の種類や規模(延べ床面積)に関し、バリアフリー法や県の条例に定める基準よりも高い独自の基準を設けた、つくば市バリアフリー条例を制定する。

※枠線は川久保皆実議員による。

【提案④】

市の健診・検診時に合理的配慮を提供する。

【現状】

市の健診・検診(以下「健診等」)において合理的配慮が足りず、障害のない人と同等の健診等を受けづらい状況がある。

①市から届く案内から必要な情報を得られない(例:健診等の会場や設備のバリアフリー情報がない、視覚障害者に対応した点字やデータの情報提供がない)。

②車椅子対応の体重計が設置されていないため、車椅子の人が体重を測れない。

③以下の項目では障害を理由に指定の検査が受けられず、追加料金を払い別の検査を受けるしかない。

- ・バリウム検査(検査台に乗れないため胃カメラ検査を受診)
- ・婦人科検診のマンモグラフィー検査(立位ができないため超音波検査を受診)
- ・子宮がん検診(座位が取れないためエコー検査を受診)

【具体的な提案】

①健診等の案内時には、視覚障害者がわかるような情報提供を行う。また、健診等の各会場における施設・設備の合理的配慮の有無を記載する。

②車椅子で受診できる市営の健診等の会場については、車椅子対応の体重計を設置する。

③障害を理由に指定の検査を受けられないときは、代替検査の差額分の費用を市が負担する。

※枠線は川久保皆実議員による。

【提案⑤】

市の職員の研修に障害平等研修(DET)を取り入れる

【現状】

日本も批准している国連障害者権利条約では、障害を社会によってつくられた問題とみなす「社会モデル」の考え方を採用している。2022年に国連から出された総括所見では、日本も社会モデルに基づく政策とするよう是正勧告を受けている。

つくば市のさまざまな施策においても、社会モデルの考え方を取り入れるために、市の職員が社会モデルについて理解することが求められる＊。

＊たとえば、車椅子の給付において、歩けないことを補うだけでなく、社会参加するための車椅子という考え方(社会モデル)に基づき、その人のニーズに沿った車椅子の種類・機能を決定することが求められる。

【具体的な提案】

市職員の採用時研修や昇進時研修に、社会モデルの考え方を学ぶ障害平等研修(DET)を取り入れる。

※枠線は川久保皆実議員による。

【提案⑥】

つくば市の各種審議会・協議会等に、障害のある人を委員として加える。

【現状】

現状では、障害のある人が委員となっている審議会・協議会等は障害福祉分野だけである。このため、それ以外の分野では、障害のある人の視点が反映されづらい状況にある。例えば、つくタクは電動車椅子では利用できない現状があるが、その一つの原因として、つくば市公共交通活性化協議会には障害のある人が委員に入っておらず、課題解決の議論が希薄なためと考えられる。

【具体的な提案】

まずは、障害のある人の生活に特に関わるつくば市の以下の審議会・協議会等に、障害のある人を委員として加える

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・つくば市未来構想等審議会 | ・つくば市一般廃棄物減量等推進協議会 |
| ・つくば市公共交通活性化協議会 | ・つくば市総合教育会議 |
| ・自転車のまちつくば推進委員会 | ・つくば市男女共同参画審議会 |
| ・つくば市政治倫理審査会 | ・つくば市福祉有償運送運営協議会 |
| ・つくば市都市計画審議会 | ・つくば市こども未来懇談会 |

出典

上記指針から一部抜粋
(文部科学省ホームページ)

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

目次

- 第1章 総則
- 第1節 趣旨
- 第2節 対象の範囲
- 第3節 業務を行う時間の考え及び上限の原則等

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

- 第1節 上限時間の設定等
- 第2節 業務量の管理・確保に係る措置等
- 第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量の管理・確保に係る措置等
- 第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年度の定形労働時間制

- 第1節 目的
- 第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年度の定形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会が講ずべき措置

第4章 文部科学省の取組について

附則

https://www.mext.go.jp/cont ent/20250929-mxt_syoto01-000044682_04.pdf



p.4 第1章第3節(2)(3)

※下線は川久保皆実議員による。

(2) 上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45 時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360 時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1 箇月時間外在校等時間 100 時間未満

ロ 1 年間時間外在校等時間 720 時間

ハ 1 年のうち 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月

ニ 連続する 2 箇月、3 箇月、4 箇月、5 箇月及び 6 箇月のそれぞれの期間について、各月の 1 箇月時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間

出典

上記指針から一部抜粋
(文部科学省ホームページ)

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

目次

第1章 総則
第1節 趣旨
第2節 対象の範囲
第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等
第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等
第1節 上限方針の策定等
第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等
第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置
第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項
第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制
第1節 目的
第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置
第4章 文部科学省の取組について
附則

p.1 目次

※枠線は川久保皆実議員による。

第1章 総則

第1節 趣旨

第2節 対象の範囲

第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 上限方針の策定等

第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

第3節 服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

第4節 第1節から第3節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

第3章 長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

第1節 目的

第2節 長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

第4章 文部科学省の取組について

附則

https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt_syoto01-000044682_04.pdf


出典 上記指針から一部抜粋
(文部科学省ホームページ)

p.7 第2章第3節(2) (一部抜粋)

※下線は川久保皆実議員による。

(2) 学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の3分類（次のイからハまでの分類をいう。）を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。また、教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、業務の内容に応じて管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ（教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ。）等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員の負担が過重なものとならないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互支援のため、教育委員会が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努めること。

https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt_syoto01-000044682_04.pdf



学校と教師の業務の3分類

別添 4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外注委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※下線は川久保皆実議員による。

(卑わいな行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の不特定かつ多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)(第3項に規定する場所に該当する場合を除く。)又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の不特定かつ多数の者が利用し、若しくは出入りすることができる乗物(以下「公共の乗物」という。)(同項に規定する場所に該当する場合を除く。)にいる他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、衣服その他の身に着ける物(以下この項において「衣服等」という。)の上から、又は直接身体に接触すること。
- (2) 人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、身体又は下着(衣服等で覆われている部分に限る。以下「身体等」という。)をのぞき見、又はのぞき見ようとすること。
- (3) 人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下この条において「写真機等」という。)を使用して身体等を撮影し、又は撮影しようとすること。
- (4) 衣服等を透かして身体等を見ることができる機器(以下「透視機器」という。)を使用して、他人の身体等の映像を見、若しくは見ようとし、又は他人の身体等を撮影し、若しくは撮影しようとすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような卑わいな言動をすること。